

【論文】

フィンランドの移民統合政策における公共図書館の位置づけ

Public Libraries in the Finnish Integration Policy

宮澤 篤史[†]

1 はじめに

1.1. 問題意識

国境を越えた人の移動が増加し、民族的、文化的、言語的に異なる人びとの統合が議論されるようになってから久しい。移民・難民の統合に向けて、同化政策や多文化主義政策の展開を経て、1990年代後半以降には、ホスト社会の言語、文化、価値の習得をマイノリティに求める市民統合政策に収斂するなど(Joppke 2007)、欧米諸国を中心に統合のあり方をめぐって模索が続いている。

本稿では、移民統合政策のもとでの公共図書館の役割を検討する。図書館情報学分野では、公共図書館はマイノリティが集う場所、マジョリティとマイノリティが相互の存在を認識し、関係性を築く場所として利用されてきたことが指摘されている(Hersberger et al. 2006=2008; Putnam & Feldstein 2003)。さらに近年では、情報アクセスの保障という伝統的図書館機能を前提にしながら、図書館で実践されるプログラムが移民・難民にホスト社会のマジョリティ言語を学ぶ機会を提供したり、マジョリティ住民との相互交流や地域コミュニティへの参加を促進したりすることによって、移民・難民利用者の統合を支援することができるという実証研究も登場している(例えば、Audunson et al. 2011; Johnston 2016)。移民研究においてあまり関心が払われてこなかった公共図書館であるが、図書館情報学研究においては、あらゆる人に開かれ、移民・難民の統合を支援する公共図書館は、多文化・多民族化する現代社会における重要な公共空間だとみなされている。

では、そうした公共図書館での言語学習や相互交流は、統合を議論するにあたって十分なのだろうか。高橋誠一は統合を議論するにあたって、「水平的統合」と「垂直的統合」という2つの観点を導入している。水平的統合は、価値、規範、アイデンティティの共有、言語習得やコミュニティの結束など、規範的・文化的位相における統合を指す。他方、垂直的統合は、教育・職業達成、所得格差の縮小など、社会経済的位相における統合を指す。この2つの統合の次元を区別したうえで高橋は、移民の統合をめぐる議論は水平的統合に焦点化することが多かったと述べている(高橋 2019)。つまり、統合をめぐる議論は移民・難民をあくまでも文化的に異なる集団として扱い、差異を尊重しながらいかにかれらとの共生を可能にしていけるかという議論が中心的だったのである。同化主義的か多文化主義的かという統合のあり方に

[†]立教大学大学院社会学研究科博士課程後期課程

関する争点は、まさにこの視座に基づいている。

しかし、垂直的統合、すなわち社会経済的格差の解消という課題を議論しないままでは、共生（統合）政策にゆがみが生じ、格差の解消は後景に退いたままになってしまう（樋口 2019）。もちろん、水平的統合、例えば、相互交流の促進といった公共図書館の役割は、社会集団の平行化を防ぐうえで肝要である。ここで確認しなければならないのは、マイノリティの経験する統合というプロセスにおいて、水平的統合と垂直的統合のいずれの次元もあわせて議論を進めることの必要性である。

1.2. 問題設定

以上のような問題意識を踏まえ、本稿では、北欧諸国のひとつであるフィンランドの移民統合政策に着目し、そこでの公共図書館のサービスやプログラムの位置づけを検討する。

フィンランドを含む北欧諸国の移民統合政策は、文化的多様性の尊重と並行しながら、活発な労働市場政策を進めることによって移民・難民の社会的・経済的な周縁化を防ぎ、社会経済的地位の平等を達成しようとしてきた（Brochmann 2018）。言い換えれば、移民・難民の垂直的統合にも積極的に取り組んできたのである。そうした移民統合政策のもとで議論を進めることで、垂直的統合の視座をもちながら、移民・難民の統合に向けた公共図書館の役割を検討することができる。

本稿が北欧諸国のなかでもフィンランドに着目するのは、以下の2つの学術的・社会的意義に基づく。第一に、フィンランドに関する移民研究、および図書館情報学研究の研究蓄積の相対的な少なさがある。日本の移民研究において北欧諸国の移民政策が参照される際、議論の俎上に載せられるのはスウェーデンやノルウェー、デンマークという移民受け入れが顕著にみられてきた3か国が中心で、フィンランドが参照されることは相対的に少ない。フィンランドの移民政策に関してはBjörklund(2009)と庄司(2009)に言及があるが、統合法の改正や難民危機、右派ポピュリスト政党の台頭など、移民・難民をめぐる社会状況に大きな変化のあった2010年代以降の状況を踏まえた議論を進める必要がある。これは移民・難民の統合を支援する図書館の役割を議論した図書館情報学研究に関しても同様である。上記3か国の公共図書館が研究対象となるなか（Audunson et al. 2011; Elbeshausen & Skov 2004; Johnston 2016）、そうした研究が着目する図書館の言語習得支援プログラムや相互交流の空間提供をフィンランドの公共図書館も同様に実施しているにもかかわらず、フィンランドの図書館を対象に統合の機能を議論した研究は、管見の限り見受けられない。

第二に、日本とフィンランドの多文化・多民族化の経緯や状況に共通点があることを挙げる。日本とフィンランドはいずれも1980年代末から1990年代にかけて移住者の増大を経験した「後発受け入れ国」（Brochmann 2018; 宮島 2020）であることに加え、外国ルーツ人口が相対的に小さいという点が共通している。しかし、本稿でみるようにフィンランドが移住者の増大を受けて移民統合政策を展開し、定住化を積極的に進めてきたのと対照的に¹⁾、日本は定住化を阻止する方針を採用してきた（高谷 2019）。この意味で、フィンランドの移民統合政策は、今後日本が多文化共生政策をより充実させていくうえでひとつの準拠点となりうる。

労働市場への参入に重きを置くことでマイノリティの統合をめざすフィンランドの移民統合政策にお

いて、公共図書館のサービスやプログラムは統合プロセスにどのように寄与できるのか。この問いに答えるために、本稿ではまず、フィンランドの移民統合政策の概要を参照する。次に、フィンランドの公共図書館の移民・難民を中心的な対象としたサービス・プログラムの現状を確認し、移民・難民の統合に向けて公共図書館が担うことができる役割を検討したい。

2 移民・難民をめぐるフィンランドの状況

2.1. フィンランドの多文化・多民族化の状況と歴史的背景

北欧諸国のひとつに数えられるフィンランドは北ヨーロッパの東部に位置する共和国である。西側はスウェーデン、東側はロシア、北側ではノルウェーと国境を共有し、南側ではバルト海を挟んでエストニアと向かい合っている。こうした地理的条件は、フィンランドの多文化・多民族化に大きく影響してきた。

まず、フィンランドの多文化・多民族化の状況に関して以下の3点を確認しておきたい。第一に、公式二言語主義（フィンランド語とスウェーデン語）の非連邦国家であり、2つの宗教（福音派ルーテル教会、正教会）が国教(national church)の地位にあること。第二に、先住民族サーミの人びと(Sámi)が限定的ではあるがフィンランド国内の居住地において自治を行っていること。そして第三に、移民によって新しい民族的・文化的コミュニティが構成されるようになったということ、である(Saukkonen 2013)。本稿で参照する移民統合政策は主に20世紀後半以降の「新しい」移民現象のなかでフィンランドにやってきた移民・難民の人びとの統合を目的とするものである。しかし、「古い」マイノリティとしてのスウェーデン語系フィンランド人、さらには先住民族サーミの人びとを含めて、現代フィンランドの民族的・文化的多様性がつくりあげられていることは念頭に置いておく必要がある。

フィンランドの移民受け入れ国としての歴史は、他のヨーロッパ諸国と比較しても短い。まず、スウェーデン統治下の「スウェーデン時代」(1100年代から1809年)とロシア統治下の「大公国時代」(1809年から1917年)を経て独立に至ったのは1917年であり、フィンランドは独立国家としての歴史を100年ほどしかもたない(吉田 2007)。そして、フィンランドは長きにわたって移民送出国であり、移民受け入れ国となるのは1980年代以降であった。1970年代末から1980年代にかけてのインドシナ難民受け入れによって入移民人口が増加し、1980年代後半には出移民人口を入移民人口が上回ったことで、フィンランドは移民受け入れ国へと転換する(Martikainen et al. 2012)。そして、ソ連崩壊以降には帰還移民として、旧ソ連に住むフィン系民族であるインゲル・フィン人を受け入れ始めた(Björklund 2009)。2000年代後半ごろからはアジアからの移民も徐々に増えており、2015年の難民危機では前年を大きく上回る約32,000件の難民申請を受けた。

このようにして、フィンランドは半世紀ほどのあいだに多文化・多民族に関する社会状況の大きな変化を経験した。1990年時点で4万人に満たなかった外国ルーツ人口は以降増加を続け、2022年末には総人口(約556万人)の9.1%、約50万人となった。外国ルーツ人口を国別でみると、ロシア(約8.8万人、1.6%)、エストニア(約5.2万人、0.9%)に次いで多いのはイラク(約2.8万人、0.5%)、ソマリア(約2.4万人、0.4%)、中国(約1.5万人、0.3%)、旧ユーゴスラヴィア(約1.5万人、0.3%)、ベトナム(約1.4万人、0.3%)となっている(2022年末)。言語別にみると、同じく2022年末時点、「国語」であるフィンランド語(約478万人、

280 フィンランドの移民統合政策における公共図書館の位置づけ

85.9%)とスウェーデン語(約28万人、5.2%)、そしてサーミ語(2,035人、0.037%)以外を母語とする人口は約50万人(8.9%)だった。外国語話者として多いのは順にロシア語(約9.3万人、1.7%)、エストニア語(約5万人、0.9%)、さらに、アラビア語(約3.9万人、0.7%)、英語(約2.9万人、0.5%)、ソマリ語(約2.4万人、0.4%)と続いている。そして、こうした外国ルーツの人びとの約6割は首都ヘルシンキを含む南部ウーシマー県に集中している(Statistics Finland 2023)。

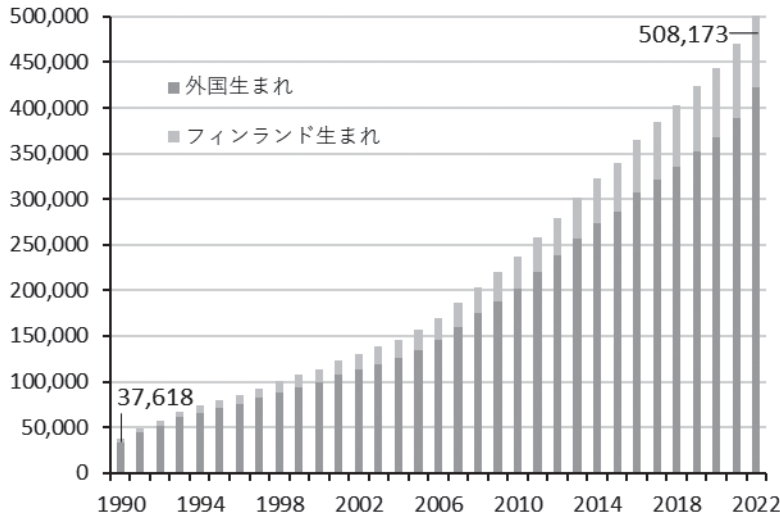


図1 フィンランドにおける外国ルーツ人口の変化
出典：Statistics Finland (2023)

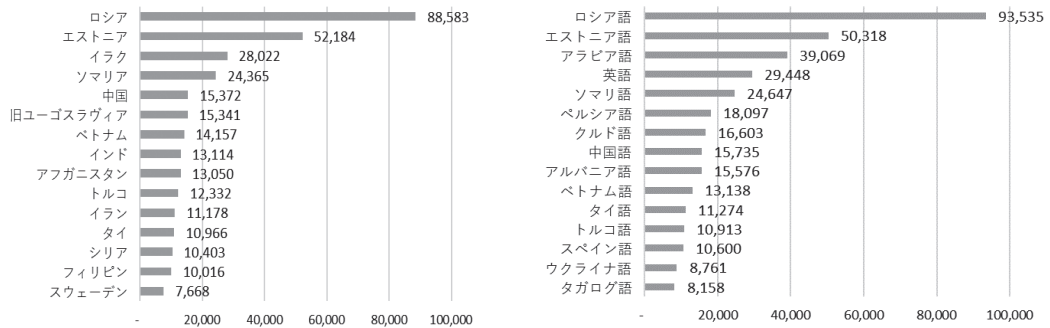


図2 フィンランドの外国ルーツ人口(左)と言語別母語話者人口(右)
出典：Statistics Finland (2023)

注：いずれも2022年末時点で上位15の国・言語で集計。ロシアの数値は旧ソ連とロシアルーツの人口の合計。フィンランド語・スウェーデン語・サーミ語は除く。

2.2. フィンランドの二言語主義と多文化主義

多文化主義は単なる事実としての文化的多様性を指す場合もあれば、ある政治体のなかでの文化的差異に対する政治的承認や尊重の度合いを指す場合もある。移民・難民の統合政策の実践にも影響を与えるフィンランドの二言語主義と多文化主義について、ここで簡単に確認しておきたい。

まず、フィンランドは公式二言語主義国家である。1917年の独立後、フィンランド語とスウェーデン語の二言語が「国語」として定められると同時に、両言語系住民による文化的・経済的要求は同様に考慮されるべきだと規定され（吉田 2007: 176）、両言語が同等の地位にあることが明確にされた。この二言語主義の性格は1999年制定の現行憲法(第17条)にも引き継がれており、憲法に明記された両言語系住民の具体的な権利は言語法(Language Act)によって規定されている²⁾ (Saukkonen 2013: 271)。

二言語主義を明記した憲法は続いて、「先住民族であるサーミ、ロマや他の集団(other groups)は自身の言語・文化を維持・発展させていく権利をもつ」(第17条)ことを規定している。P. Saukkonenによると、ここでいう「他の集団」は国際人権法で定義されるマイノリティ、つまり、ナショナル(national)、エスニック(ethnic)、宗教的(religious)、言語的(linguistic)な特性の面での少数派を指す(Saukkonen 2013)。フィンランドでいえばスウェーデン語系フィンランド人のような伝統的マイノリティ、そして移民現象による新しいマイノリティのいずれをも包含する、あらゆるマイノリティの言語・文化に対する権利の保障が憲法上で明記されている³⁾。そして、マイノリティの権利に言及した憲法第17条をもって、フィンランドは多文化主義的であるとみなされている。

法上で規定される以上のようなマイノリティの権利保障に向け、平等の推進を目的としてフィンランド政府は差別禁止法(Non-Discrimination Act)を公布・施行している(2004年。2014年改正)。この法律は、国籍、言語、年齢、宗教・信仰、意見、健康状態・障害、性的指向など個人固有のあらゆる特性を理由とした差別を禁止している。また、平等の実現をより実効的にするために、同法によってポジティブ・アクション⁴⁾が認められるとともに、差別禁止オンブズマン(Non-Discrimination Ombudsman)が設置され、差別禁止への監督を行っている⁵⁾。

3 フィンランドの移民統合政策の概要

3.1. 移民・難民の社会統合に関する法制度の展開

フィンランドでは、2010年に成立した「移民統合推進法」(Act on the Promotion of Immigrant Integration)の第3条において、「統合」(integration)は以下のように定義されている。統合とは「移民と社会全体の相互発展を意味する。その目的は、社会生活と労働生活において求められる知識と技能を移民に提供し、移民が自身の文化や言語を維持することができるよう、移民に支援を提供することである」(第3条1項)。また、統合は「公的機関その他関係機関によって提供される施策やサービスを用いた、第1項で掲げる統合の多部門にわたる促進と支援を意味する」(同2項)。続く3項では、「移民」(immigrant)は「フィンランドに移住し、観光や短期滞在以外の目的による居住許可をもってフィンランドに居住し、居住の権利が登録されるか、居住カードが発行された人」(同3項)であるとしている。

フィンランドの統合は上記のように「移民と社会全体の相互発展」として定義されていることから、マイノリティとマジョリティの双方が関与するプロセスであるとされている。また、移民自身の「文化や言語を維持」とあるように、多様性の尊重とも並行して進められている(Saukkonen 2013)。マイノリティ文化・言語の尊重に関する憲法上の規定と差別禁止法等関連法・制度とあわせて鑑みれば、フィンランドでは多文化主義的な移民統合政策を目指しているのとらえることができる⁶⁾。また、統合法での「移民」

は居住許可 (residence permit) をもつ移住者と設定されており、難民も含む広義な定義を与えられている(移民統合政策を参照する本章では、特に区別する必要がない限り、この広義な意味での「移民」という表現を用いる)。

フィンランドの移民統合政策は、時々の社会状況に合わせて段階的に整備されてきた。まず、1999年に「移民統合と庇護希望者の受け入れに関する法」(The Act on the Integration of Immigrants and Reception of Asylum Seekers) が制定された。この法律は、1980年代末から1990年代にかけての帰還移民や難民の流入増大を受け、主にかれらの定住化に向けて設計された。そして2000年代半ばになり、人口の高齢化による将来的な生産年齢人口の減少が懸念されるようになると、政府内で積極的な移民政策が提案されるようになる。この時期から移民政策の焦点が難民から労働移民へとシフトしていった(Martikainen et al. 2012)。

難民から労働移民へ、という移民政策のターゲットの変化を受けて成立したのが、「移民統合推進法」(2010年)である。移民人口が増加するなかでかれらの失業率が高いまま推移していたこと、人口の高齢化による労働力需要の高まり、さらには右派ポピュリスト政党の台頭を背景に成立した同法は、1999年法よりも移民の統合に向けてより包括的なアプローチをとるようになった。具体的には、失業中の求職移民や社会扶助受給者のみが統合サービスの対象だった旧法に変わり(未成年者を除く)、新法では他の移民も必要と判断されれば対象となるようになった(Aerschot 2016: 58-59)。

3.2. 移民統合政策の概要

では、フィンランドでは移民統合政策はどのように展開されているのだろうか。以下ではフィンランドの移民統合政策を概観する。

フィンランドの移民統合政策にもとづく統合プログラムの作成・実行は、かなりの程度地域レベルで行われている(Martikainen et al. 2012: 134)。移民が就労を希望しているか否かによって2つの経路に分岐することが特徴であり、それぞれ異なる実施主体のもとで統合サービスが提供される。就労を希望する場合、移民はTE事務局(雇用・経済開発事務局)へ、就労を希望しない場合には地方自治体に案内され、各公的機関のもとで統合プロセスを進めていくことになる。

統合プログラムは、リテラシー教育、基礎教育⁷⁾、言語トレーニングや市民オリエンテーションなど、TE事務局と地方自治体のいずれが実施するものも基本的には同様のものが提供されるが、TE事務局が主体となるプログラムの方がより就労志向であることに違いがある。また、地方自治体を実施する統合プログラムの場合、各自治体が個別に実施するため、統合トレーニングの枠組みで提供されるコースの内容・質に関して自治体ごとに若干のばらつきは生じる(OECD 2018: 97)。

フィンランドの移民統合政策は、「初期評価」(initial assessment)、「統合プラン」(integration plan)、「統合トレーニング」(integration training)という3種類のサービスが中心となっている。以下ではそれぞれについてみていこう(なお、以下では統合法の該当する条文を括弧内に示す)。

(1) 初期評価

フィンランドの移民統合政策ではまず、各移民がフィンランド社会でどのような展望やニーズをもっているのかに合わせた統合サービスを提供するために、初期評価を行い（第10条）、その結果に基づいて統合プランの作成・実施、統合トレーニングの実施という流れをとる。初期評価はTE事務局に求職中と登録された失業中の移民、または就労を希望せず、収入手当として支給される社会扶助（social assistance）の受給者が対象となっており、前者（就労希望者）の初期評価をTE事務局が、後者（非就労希望者）を地方自治体が担当する。また、上記条件に当てはまらない移民も申請すれば初期評価の対象となる。

初期評価はヒアリング形式と、必要に応じてテスト形式でも実施され、対象者の教育段階、職歴、言語能力、リテラシーなどが把握される。この結果をもとに、^{エンプロイアビリティ}雇用可能性や言語学習スピード、統合プログラムに従事していけるかどうか判断されるとともに、統合に向けて対象者にどのようなプログラムが必要であるかが検討されることになる⁸⁾。ヒアリングは対象者の母語、または対象者が十分理解できる言語で行われ、必要があれば通訳が同行する(Integration.fi 2023a)。

なお、統合サービスが円滑に進められるように、初期評価の実施と、その後の統合プランの作成までの期間が定められている。TE事務局または地方自治体は、実施の取り決めがかわされてから2か月以内に初期評価を開始しなければならず、初期評価終了後には、2週間以内に初期評価をもとに統合プランの作成を開始しなければならない。こうした期間の設定によって移民のモチベーション低下による統合プロセスの停滞を防ぐだけでなく、統合サービス中に移民が受給する雇用保障や社会扶助支出など福祉サービスのコスト削減にもつながるため、滞りなく統合サービスが進められることが目指されている(Integration.fi 2023a)。

(2) 統合プラン

初期評価に基づき、移民がもつ個別のニーズに沿って作成されるのが統合プランである（第11条）。言語習得、労働市場に必要な技能・知識の獲得、市民性の涵養をねらいとしており、個人の状況に応じて具体的な内容・期間は異なるが、フィンランド語かスウェーデン語の学習、リテラシー教育、基礎教育（の補完学習）、後述する統合トレーニングやその他個別の統合促進施策が実施される。また、未成年者には特に、移民の母語教育や、母語による教育プログラムの実施も必要に応じて行われる。プランの作成は移民と地方自治体またはTE事務局（時にはこれら三者）のあいだでの合意のもとに行われ（第14条）、担当機関が必要と判断した場合には福祉サービス局（wellbeing services county）が作成に関わることもある(Integration.fi 2023b)。

統合プランの対象となるのは初期評価と同様、雇用状態にない就労希望の移民、または社会扶助受給中の就労を希望していない移民であり、担当機関も同様にそれぞれTE事務局か地方自治体が担う（第12条）。また、統合プランの作成上、特別な配慮が必要な存在として、保護者がいない未成年者と家族が挙げられている⁹⁾（第15・16条）。未成年者の統合プランには教育段階に応じた教育の提供や児童福祉サービス（母語で行われることもある）、母語教育のほか、ワークショップや余暇活動などが当人のニーズに

考慮しながら取り入れられる。家族向けの統合プランは必要とされた場合にのみ、個人のプランとは別に家族単位で作成され、育児や介護といったケアを外部機関がサポートすることで、家族内の特定の個人（主な想定は母親）の言語習得や地域コミュニティへの参加が妨げられることのないようにすることが目指されている(Integration.fi 2023b)。

統合プランは最初の居住許可が発行されてから遅くとも3年以内に作成され（第12条）、作成から1か月以内に、プランに含まれるプログラムに案内される（第14条）。統合プランの実施期間は個人の状況に応じて変動するが原則3年間以内となっていて、障害や疾病、育児休暇といった理由があれば最大2年の延長が可能である（第12条）。TE事務局や地方自治体は統合プランの進捗をチェックし、最低でも年に1度、移民個人のニーズの変化に対応するためにプランの見直しを行う（第18条）。

また、統合プランの範囲で提供されるプログラムに参加しているあいだ、参加者は統合扶助(integration assistance)という名目の経済的支援を受けられる。TE事務局による統合プランへの参加者には失業手当として、地方自治体による統合プランへの参加者には社会扶助として支払われることになっている¹⁰⁾（第19条）。ただし、移民が言語クラスなど統合プログラムへの参加を理由なく拒否した場合には、統合扶助を受給する権利が制限されることもある（第17条）。

(3) 統合トレーニング

統合トレーニングは義務教育年齢を超えた移民を対象に、統合と雇用を促進するために実施されるプログラムである（第20条）。フィンランドでは移民であっても義務教育段階までの教育をフィンランド国籍者と同様に受けられるため、統合トレーニングはそれ以降の段階にある成人移民を対象とした統合・就労支援プログラムとして位置づけられている(Integration.fi 2023d)。

統合トレーニングは主に、就労を目指す者向けに労働市場成人教育の枠組みで提供されているが、各ライフコース段階での異なる教育ニーズに対応するため、後述する教育機関等での自発的学習(self-motivated study/independent study)の一環として手配される場合もある（第21条）。また、統合プランの範囲に統合トレーニングが組み込まれることで、統合プランの一部として進められることもある。統合トレーニングの照会はTE事務局または地方自治体が行い（第21条）、統合トレーニングを提供する教育機関は、「ナショナル・コア・カリキュラム」(National Core Curriculum for Integration Training) に準じてカリキュラムを作成し、プログラムを提供する（第20条）。そのため、統合トレーニングの計画・実施は、TE事務局や地方自治体を中心となりながら、他の教育機関や第三セクターなど複数の関係機関が参画するものとなっている。

統合トレーニングの大部分を占めるのは、フィンランド語またはスウェーデン語の習得に向けた語学コースである。そこでは日常生活に必要な基礎レベルの語学能力の習得が目指されており、必要に応じてリテラシー教育が提供される。言語学習のほかには、労働市場で求められる能力や社会生活に必要なスキルを身につけるためのコース（第20条）、さらには統合トレーニング完了後の労働市場への参入や発展的な学習に向けたガイダンスも含まれている。また、労働生活にスムーズに参入することを目的とした、言語学習と労働実習が組み合わさったオンザジョブ学習も導入されている(OECD 2018: 62)。

以上のような内容の統合トレーニングは単位取得の形式で進められ、参加者は最大80単位分のコースを受講する。1単位は27時間分の学習に相当するとされているため、時間換算すると最大2,100時間ほどとなる。統合トレーニングはたいてい1年間で終了するが、個人の状況に応じてトレーニングの主眼や期間も異なるため、より長い時間をかける場合もあれば、より短期間でトレーニングを終了し、次の教育段階に進んだり、労働市場に参入したりする。主な学習内容と必要単位の内訳は以下の表のようになる(Finnish National Agency for Education 2022)。

表1 統合トレーニングの主な内容と必要単位数

言語・コミュニケーション能力に関するトレーニング	40-50	単位
社会生活・労働生活で求められる能力に関するトレーニング (うちオンザジョブ学習)	20-30	単位
就労・教育に関するガイダンス	(最低 8)	単位
	7	単位
計	最大 80	単位

出典：Finnish National Agency for Education (2022)

以上のような就労を目指したプログラムのほかに、自発的学習が移民の統合や就労を支援できると判断されれば、統合トレーニングとして実施される(第22条)。自発的学習とは個人が自分の意思によって教育機関等で受ける教育のことで、教育機関等での以下のような学習が統合プログラムとして承認される。基礎教育に相当する学習、後期中等教育に相当する学習、職業教育・高等教育に相当する学習、リベラル成人教育¹¹⁾、フィンランドでの職業資格を移民に提供する学習、である(第24条)。こうした学習・職業教育が統合プログラムの一環として提供される場合には、自発的学習への参加者は統合扶助を受給することができる(第22条)。

(4) 移民統合政策の経路

ここまでの内容をまとめたものが、図3である。まず、フィンランドへ入国した移民は、就労希望の有

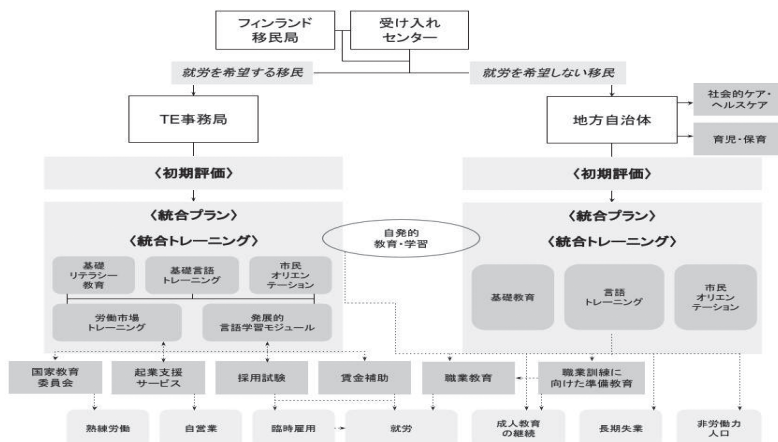


図3 フィンランドの移民統合政策による経路

出典：OECD (2018: 97)をもとに作成

無によって異なる経路の統合プログラムへ進む。いずれの経路も初期評価の実施と統合プランの作成・実施という点は共通するが、就労希望者が進むTE事務局の担当する経路では、労働市場への参入を強く想定したプログラムが提供されることとなる。そして、統合トレーニングが移民の統合や雇用を促進する主要なサービスとして提供されている。

3.3. フィンランドの移民統合政策の特徴

フィンランドの移民統合政策は、個人の労働市場への統合に力点を置いていることと、福祉国家の諸機関が積極的に統合のプロセスに関与していることに特徴がある (Martikainen et al. 2012)。就労希望の有無によって統合プログラムの経路が分岐したり、統合トレーニングが主に労働市場成人教育の枠組みで提供されたりしていることから、フィンランドでは労働市場への参入を通じて統合を進めようとしていることをみてとることができる。

そして、労働市場への参入に向けて重点的に実施されるのが言語教育である。フィンランドはフィンランド語とスウェーデン語が「国語」として指定された二言語主義国家であるため、移民がスムーズに労働市場に参入できるよう、統合プログラムを通じたいずれかの言語習得の支援が行われている¹²⁾。

言語教育が重視されているのは、労働や教育、マジョリティ住民との交流など、あらゆる形態の社会参加に向けて不可欠な要素であることに加え、フィンランド語の習得難易度の高さもその理由のひとつとなっている (OECD 2018: 29)。フィンランド語はウラル語族の言語であることから、他のヨーロッパ言語や、難民の出身に多い中東地域の言語とも大きく異なる言語体系をもっており、移民にとって習得が困難な言語だとされている¹³⁾。

実際、フィンランド語と同じウラル語族の言語をもつエストニア出身者の労働市場への統合は他の移民集団よりも高い。失業率で比較した場合、2016年のエストニア国籍者はフィンランド国籍者とほぼ差がなかったのに対し、イラク、ソマリア、アフガニスタン国籍者は35%ポイント以上もフィンランド国籍者より高かった (OECD 2018: 73)。このように、労働市場への参入という観点だけをみても、統合に向けて言語教育がいかに重要とみなされているかを理解できる¹⁴⁾。

フィンランド語という言語をめぐるこうした状況から、先に挙げたように統合トレーニングのうち、言語学習がおよそ3分の2を占める。欧州評議会が加盟国／地域を対象に行った2018年の調査によれば、移民の統合を目的に提供される言語コースは最大250時間をもっとも多く、500時間や1,000時間以上にわたって提供されることは少ない (Council of Europe 2020: 12-13)。フィンランドの統合プログラムは個人のニーズに対応して手配されるため一概にはいえないものの、言語学習に充てられる時間数は国際的にみても相当多いものとなっている。

4 移民統合政策における公共図書館の位置づけ

本章では、ここまで述べてきたフィンランドの移民統合政策のなかで、公共図書館がどのように位置づけられているかを検討する。制度的には、統合プログラムのなかに公共図書館の利用は含まれていな

いことから、移民統合政策における位置づけは公共図書館には与えられていない。しかしながら、フィンランドで移民・難民が経験する統合プロセスにおいて、公共図書館がどのように寄与できるのかを検討することはできる。言い換えれば、マイノリティ住民とマジョリティ住民の相互発展として定義される統合、とりわけ言語習得を通じた労働市場への参入が積極的に奨励される統合プロセスにおいて、公共図書館が実施するサービスやプログラムはどのように寄与できるのか、を検討することは可能である。以下では、フィンランドの公共図書館の概況を示したのちに、移民・難民を中心的な対象として提供される図書館サービスやプログラムを紹介したうえで、移民・難民が経験する統合というプロセスにおける公共図書館の意義を検討したい。

4.1. フィンランドの公共図書館の状況

2021年時点で、フィンランドには計717の公共図書館（中央館＋分館）と、128の移動図書館（mobile library）がある（Statistics Finland 2023）。住民はフィンランド国内に住所を持っていれば居住自治体でない全国いずれの公共図書館でも図書館利用カードを発行し、貸出などのサービスを受けることができる。また、フィンランドの公共図書館は、近隣の自治体どうしが横断的に独自の図書館協力ネットワークを形成することで図書館サービスを効率的に展開している。例えば、首都圏4都市（ヘルシンキ市、ヴァンター市、エスポー市、カウニアイネン市）の公共図書館（66館と6の移動図書館）はHELMET（Helsinki Metropolitan Area Libraries）と呼ばれる図書館ネットワークを構築している。HELMETに所属する図書館では共通の利用カードで図書館利用が可能で、近隣の図書館に欲しい資料がない場合には相互貸借によって取り寄せることができる（HELMET 2023a）。

こうしたフィンランドの公共図書館は今日、本の貸出や読書に限らないさまざまな仕方で利用されている。勉強、仕事、余暇活動や図書館が主催する多種多様なイベントプログラムのほか、ゆったりと時間を過ごしたり、人と人が出会える場所となっている。このことから、公共図書館は「市民のリビングルーム」と呼ばれるようになり、多文化・多民族化の社会状況を踏まえて「多文化のリビングルーム」と呼ばれることもある（Ministry of Education and Culture 2016b）。

こうした図書館のあり方に関する変化は、図書館法にもみとることができる。2016年に改正された公共図書館法（Public Libraries Act）¹⁵⁾は、公共図書館の使命として、情報アクセスの保障や学び・読書の場所となることのほかに、「学習、趣味、仕事、市民活動のための空間の提供」と「社会的・文化的対話の促進」（第6条）を挙げている。フィンランドでは統合がマイノリティとマジョリティの相互発展と定義されていることを踏まえると、多様な活動のための空間を提供すると同時に、異なる社会的・文化的背景をもつ利用者どうしでの対話の促進を目指す公共図書館は、統合に向けた重要な公共空間であるとみなすことができるだろう。

4.2. 移民・難民向けの公共図書館サービスとプログラム

(1) 多言語図書館

フィンランドにおいて、移民・難民は南部の大都市、とりわけ首都ヘルシンキ市周辺に多く居住して

いる。実際、ヘルシンキほか26の自治体を抱えるフィンランド南部のウーシマー県に外国ルーツ人口のおよそ6割（約29万人）が集中している。こうした地域状況から、外国ルーツの住民が多い都市部の公共図書館で、多文化・多言語サービスが積極的に展開されている。

フィンランドで多言語図書館の役割を与えられ、フィンランド全域の多言語図書館サービスに対応しているのが、ヘルシンキ市にあるパシラ図書館 (Pasila library) である。同図書館は80以上の言語でのコレクションを保有し、コレクションは多言語での本（およそ21,000点）に加えて雑誌、映画、音楽資料、オーディオブックなどの視聴覚資料もそろえている¹⁶⁾。図書館ネットワーク圏内（上記HELMET）の利用者はもちろん、直接訪問するか地域の図書館を経由すればネットワーク圏外の利用者でもコレクションを借りることが可能となっている。また、学校や保育園にも必要に応じてコレクションが提供される。多言語図書館のサービス案内ページには、フィンランド語、スウェーデン語、英語のほか、話者人口の多いアラビア語、ソマリ語、ペルシャ語の計6言語で利用案内ビデオが公開されている (LiBRARiES.fi 2023a)。さらに、アラビア語やペルシャ語、ベトナム語など22の言語での利用案内のパンフレット（英語併記）がウェブ上で公開、また、図書館内で配布されている（2022年12月時点）。

パシラ図書館は1986年に開館した。ヘルシンキ市中央図書館として機能していた1995年に教育省（当時。現在は教育文化省）から外国人向けのサービスを提供する役割を与えられたことで、同省から助成を受けながら多言語図書館サービスを展開している (Library Channel 2015)。市内で100人以上に話され

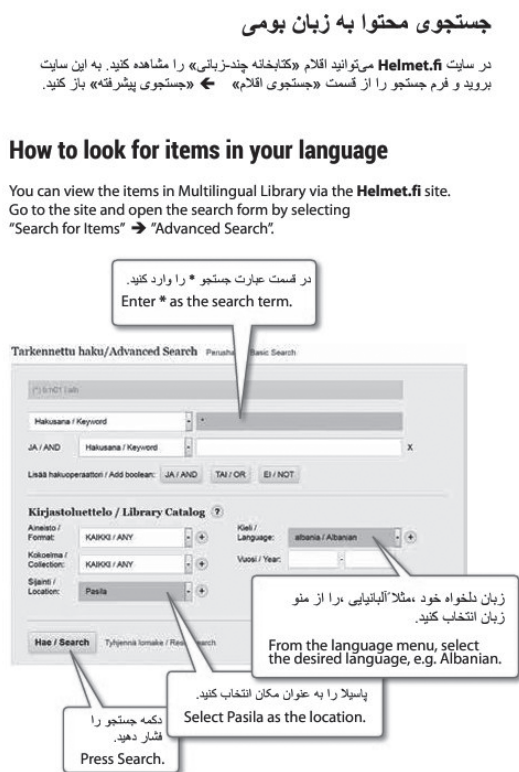


图4 多言語図書館のサイン(左)とペルシャ語での利用案内(一部)(右)
出典：LiBRARiES.fi (2022, 2023a)

ている言語はコレクション構築の考慮に入れられることになり、国内外の関連組織との結びつきを強化することで、希少言語の資料を入手できるように取り組んできた (Kalamara 2023)。多言語図書館のこうした多言語資料の提供は、利用者が母語で本を読む機会をもてるようにすることで、かれらの母語の保持に貢献することを目的としている (LIBRARiES.fi 2023a)。

(2) ランゲージカフェ

上記のパシラ図書館をはじめ、フィンランド各地の公共図書館で移民・難民の言語習得支援のプログラムとして実施されているのがランゲージカフェである。決まった曜日・時間に図書館に集まり、フィンランド語やスウェーデン語を用いて会話を行うもので、地域住民がボランティアで参加し、移民・難民などの言語学習者が学んでいる言語を实践できる機会となっている。フィンランド語やスウェーデン語が流暢である必要はないが、少しでも話せる程度のスピーキング力があると望ましいとされている。気軽に参加し、地域住民との会話を通して、ネイティブスピーカーが日常的に用いる生きた言語を身につけられるよう支援することが目指されている (HELMET 2021)。パシラ図書館を例にみると、同図書館ではランゲージカフェをフィンランド語で週3回 (対面で2回とSkypeを用いたオンライン形式で1回。各2時間)、スウェーデン語では2週間に1回対面(1時間)で実施している(2023年11月・12月のスケジュール) (HELMET 2023b)。

ランゲージカフェは教育機関で提供されるようなコースではなく、インフォーマルなレベルでのコミュニケーションを通じた学び・出会いの機会を提供する図書館プログラムである。エスポー市セッコ図書館 (Sello library) の司書による報告によれば、片言のフィンランド語を辛抱強く聞いてくれる人を見つけることは簡単ではないが、図書館はそうした人を見つけられる場所である。誰もが特定の国・文化に偏見をもっていて、個人的に「怪しい」と思える人がいてもその人の話を聞けば、違った視点から物事をみることができるようになり、偏見を和らげ、寛容性を高めることができる。さらに、ランゲージカフェでコミュニケーションをとることは言語の練習になるだけでなく、地域コミュニティの習慣を理解し、マジョリティ住民と知り合いになることを助ける (Shklyar 2012)。まとめれば、ランゲージカフェは言語学習に加えて、コミュニティへの参加、マイノリティ住民とマジョリティ住民の交流を通じた偏見の低減・寛容の醸成に寄与しているといえる。

4.3. 公共図書館サービスと移民・難民の社会統合

以上のような移民・難民を中心的な利用者とした図書館サービスやプログラムは、移民統合政策においてどのように位置づけられるだろうか。まず、移民統合政策のもとで提供される統合プログラムのなかに、公共図書館の利用は含まれていない。統合プログラムで提供されるのは主に教育機関等が提供するコースワークであるが、図書館でのサービスやプログラムはそうしたコースワークではないため、統合サービスの範囲外となっている。ウーシマー県のELYセンター (経済開発・交通・環境センター) が作成した情報リスト「フィンランド社会と文化に関する移民向けの多言語資料」のなかでは、「フィンランドの一般的情報」 (Yleistietoa Suomesta)、「仕事と起業」 (Työ ja yrittäjyys)、「教育と研修」 (Opiskelu

ja koulutus) の項目があるなか、多言語図書館は「余暇」(Vapaa-aika) の項目のなかで挙げられている(Integration.fi 2023e)。ここからも、公共図書館のサービスやプログラムの利用は移民・難民個人が必要に応じて任意に行うものと想定されていることがわかる。

では、フィンランドの移民統合政策が目指している統合のプロセスにおいて、公共図書館のサービスやプログラムはどのように寄与できるのだろうか。以下では、言語習得支援、マイノリティーマジョリティの相互交流、母語保持支援の3点にまとめる。

第一に、公共図書館による言語習得支援である。フィンランドの公共図書館では、先述のようにランゲージカフェの実施を通じて、移民・難民利用者にフィンランド語やスウェーデン語のスピーキング能力向上のための機会を提供している。先述したように、移民統合政策は移民・難民の労働市場への参入を目指しており、その達成に向けて言語教育が重点的に実施されている。特に、統合トレーニングにおいて日常生活に必要な基礎レベルの言語能力の習得が目指されていることを踏まえると、日常会話とほぼ同じ状況で学習言語を実践できるランゲージカフェは、統合プログラムにおける言語教育の補完的役割を果たせると考えられる。

第二に、マイノリティーマジョリティの相互交流の機会を提供することである。ランゲージカフェの取り組みには、地域のマジョリティ住民がボランティアとして参加するため、マイノリティとマジョリティの相互交流が発生する。そうした相互交流によってマイノリティ住民は地域社会の習慣を理解したり、マジョリティ住民と関係性を築いたりすることができ、それを通じて相互が偏見を低減し、寛容性を培っていくことが期待されている。フィンランドでは統合がマイノリティ住民とマジョリティ住民の相互発展として定義されていたことを踏まえると、地域のマジョリティ住民がボランティアとして参加し、マイノリティ住民と相互交流を深めるランゲージカフェの取り組みは、統合における相互性の観点から重要であるといえる。

そして第三に、多言語資料の提供を通じた母語保持支援である。フィンランドの移民統合政策が多文化主義的であると評されるのは、統合法のなかで母語教育の実施が明示されていることに加え、あらゆるマイノリティの言語・文化の権利が憲法や言語法に明記されていることによって保障されているからである。このマイノリティの言語・文化の権利保障に対して、フィンランドの公共図書館は多言語図書館で多言語資料を提供することを通じて寄与していると考えられる。

以上3点は、言語やコミュニティへの参加に関わることから、高橋(2019)がいうところの水平的統合に向けた取り組みであるといえる。しかし、フィンランドの移民統合政策が移民・難民利用者の労働市場への参入を積極的に奨励することで垂直的統合を進めようとしていること、そうした労働市場への統合に向けて統合プログラムのなかで言語教育を重点的に実践していることを踏まえると、公共図書館の言語習得支援の取り組みは水平的統合を進めると同時に、垂直的統合に接続する余地がある。つまり、言語習得支援を回路にした垂直的統合を支援する役割が公共図書館には期待できるといえる。

5 結論と今後の課題

本稿では、フィンランドにおいてマイノリティ住民とマジョリティ住民の相互発展として定義される統合、とりわけ言語習得を通じた労働市場への参入が積極的に奨励される統合プロセスにおいて、公共図書館が実施するサービスやプログラムはどのように寄与できるのかを検討した。

まず確認したのは、フィンランドの移民統合政策が他の北欧諸国と同様に、移民・難民の労働市場への統合を重視し、社会経済的地位の平等を達成しようとしていることである。そして、労働市場への統合のために統合プログラムのなかで重点的に実施されているのが、フィンランド語またはスウェーデン語での言語教育であった。

次に、フィンランドの公共図書館が実践している移民・難民向けの図書館サービスとプログラムが、言語習得支援、マイノリティー・マジョリティーの相互交流の促進、母語保持支援というかたちで統合に寄与することができる取り組みであるとまとめた。公共図書館のこうした取り組みは、言語やコミュニティの参加に関わる点で水平的統合を目指すものであるといえる。同時に、言語教育を通じて労働市場への参入を促し、社会経済的地位の平等を目指しているフィンランドの移民統合政策の特徴を踏まえると、公共図書館には、言語習得支援を回路にして垂直的統合を支援することも期待できる。

まとめると、本稿の結論は以下ようになる。フィンランドで提供される統合プログラムの多くが教育機関等でのコースワークであることから、移民統合政策において公共図書館は制度的に位置づけられていない。しかし、インフォーマルな学びの場所・交流の場所として個人的実践のレベルで公共図書館が利用されることによって、移民・難民利用者の水平的統合を支援できると同時に、移民統合政策が目指す垂直的統合の達成に向けた補完的役割を担うことが公共図書館には期待することができる。

今後の課題は、以上のような移民・難民の統合プロセスにおける公共図書館の役割を、実証的に明らかにすることである。フィンランドの移民統合政策はレトリックの上では多文化主義的だと評価されるものの、実践面では同化主義的なニュアンスをもつという指摘もある(Saukkonen 2013)。統合プログラムへの参加者の図書館サービス・プログラムの利用実態を調査することで、移民統合政策と公共図書館サービス・プログラムの連関をより詳細に明らかにできると考えられる。

本稿が着目したフィンランドの移民統合政策は、時々の情勢に対応するかたちでアップデートしてきた。フィンランド政府は移民統合政策をより包括的な枠組みとし、特に、就労希望のない女性移民・難民の統合を効果的に進められるよう、2025年の統合法改正を目指している (Ministry of Economic Affairs and Employment 2023)。他方で、直近の議会選挙で右派ポピュリスト政党が多数の議席を獲得し、連立政権の一角を担うようになったことで、移民政策がより制限的・選別的になることが懸念されている (HELSINKI TIMES 2023)。このように、多文化・多民族的な社会状況とそれに対する政府・社会の対応は刻々と変化しているため、フィンランドの今後の動向を注視していく必要がある。

注

- 1) 移民統合に関する国際比較の指標である「移民統合政策指数」(Migrant Integration Policy Index: MIPEX)によると、2020年に公表された総合スコアでフィンランドはトップのスウェーデンに次ぐ第2位であり、「包括的な統合」に向けた統合政策を実施しているという高い評価を受けた。MIPEXは統合政策における8つの領域での施策のスコア(労働市場・家族結合・教育・保健医療・政治参加・永住許可・国籍取得・差別禁止)、および総合スコアを算出している。また、基本的権利・平等な機会・安定した未来という3つの次元から、各国の統合政策を「包括的な統合」、「書類上の平等」、「一時的な統合」、「統合なき受入れ」の4つのグループに分類している。なお、北欧諸国の総合スコアはそれぞれ、フィンランド(85)、スウェーデン(86)、ノルウェー(69)、デンマーク(49)、アイスランド(56)となっている(MIPEX 2020)。
- 2) なお、フィンランドでは先住民族サーミの言語も「国語」のひとつと見なされており(Wahlbeck 2013)、公的機関等でのサーミ語使用の権利についてはサーミ語法(Sámi Language Act)が規定している。
- 3) 日本では障害者などを含めた「弱者」一般を「マイノリティ」とする用法が広く見られるが(岩間・ユ 2007)、本稿で「マイノリティ」という表現を用いる場合、特に断りがない限りはこの国際人権法上の意味を指す。なお、こうしたマイノリティ概念の類型や、マイノリティということばの日本語訳をめぐる混乱と問題については、岩間・ユ(2007)に詳しい。
- 4) 差別禁止法ではポジティブ・アクションに関して、「事実上の平等を推進すること、または差別に起因する不利益を防止・除去することを目的とするならば、相応の異なる扱いは差別に当たらない」(第9条)としている。
- 5) 差別禁止オンブズマンについては差別禁止法、ならびに差別禁止オンブズマンに関する法(Act on the Non-Discrimination Ombudsman)に規定がある。
- 6) 近藤敦もフィンランドの移民統合政策が多文化主義的であると言及している(近藤 2019: 32-33)。ただし、実際の移民統合政策の運用上は本稿が議論するように言語習得に重きが置かれており、同化主義的であるとの見方もある(Saukkonen 2013)。また、フィンランドの移民統合政策は個人の統合に重きが置かれているが、エスニック・コミュニティへの支援は低いレベルにとどまっているなど(Martikainen et al. 2012: 132)、「多文化主義的であること」の実践面での課題はいくつか指摘されている。
- 7) フィンランドの義務教育課程で、初等教育と前期中等教育の教育段階に相当する9年間の教育課程。
- 8) 初期評価は多くの場合、外部の契約団体によって実施されている。その大部分をTestipisteという団体が担っている(OECD 2018)。
- 9) 未成年者と家族向けの統合プラン作成には地方自治体が責任を負うが、未成年者が近く就労を希望するという場合には、TE事務局が関与することもできる。未成年者への対応には児童福祉法(Child Welfare Act)も合わせて参照される(Integration.fi 2023b)。
- 10) 失業手当と社会扶助はそれぞれ、失業保障法と社会扶助法に準じて支給される。いずれの場合の受給でもKela(フィンランド社会保険機関)への申請が必要(Kela 2023)。
- 11) リベラル成人教育(liberal adult education)はフィンランドの成人教育(生涯学習)の一種で、個人の多様な発達に向けた市民的・社会的技能や知識の獲得を目的としている。個人の趣味や興味・関心に対応したコースが多い。成人教育センター、学習センター、スポーツセンターや、大学のサマースクールなど、地域の教育機関で提供さ

れている (Ministry of Education and Culture 2023c)。

- 12) ただし、どの自治体でもスウェーデン語での統合プログラムが提供されているわけではない。スウェーデン語で統合プログラムが提供されるのは、二言語併用の自治体として登録された自治体、もしくはスウェーデン語単言語使用の自治体に限られている (Carlsson 2017)。二言語併用の自治体と登録されるためには、フィンランド語かスウェーデン語のいずれか少ない方の話者が8%以上を占めるか、3,000人以上居住している必要がある (言語法第5条(2))。なお、フィンランドにある309自治体のうち、フィンランド語単言語使用の自治体が260、二言語併用が33、スウェーデン語単言語使用が16となっており (2015年時点) (KUNTA LIITTO 2023)、スウェーデン語での統合トレーニングは、ウーシマー県、南西スオミ県と、ポフヤンマー県の一部で実施されている (Integration.fi 2023c)。
- 13) 同じウラル語族に属するヨーロッパ言語としてエストニア語とハンガリー語がある。スウェーデン語やデンマーク語など他の北欧諸国の言語は、多くのヨーロッパ言語と並んでインド・ヨーロッパ語族に属している。
- 14) もちろん、言語要因以外の構造的・制度的不利益をマイノリティ集団が被っていることも予想される。例えば、移民や難民がすでに取得していた労働や教育に関する資格や経験が、就労の際に認定されづらいことがしばしば指摘されている (OECD 2018)。
- 15) 吉田ほか(2019)に公共図書館法(2016年)の日本語訳全文が掲載されている。
- 16) パシラ図書館で蔵書数の多い言語は、アラビア語 (7,410点)、ソマリ語 (4,136点)、ウクライナ語 (4,013点)、ペルシャ語 (3,697点)、中国語 (3,352点) となっている (カッコ内の点数はヘルシンキ市図書館全体での所蔵数) (LIBRARIES.fi 2023b)。

参考文献

- Aerschot, P. V., 2016, "Shifting Policy Aims in the Reformed Finnish and Swedish Integration Legislation," P. V. Aerschot & P. Daenzer eds., *The Integration and Protection of Immigrants: Canadian and Scandinavian Critiques*, London: Taylor and Francis, 51-70.
- Audunson, R., S. Essmat & S. Aabø, 2011, "Public Libraries: A Meeting Place for Immigrant Women?," *Library & Information Science Research*, 33(3): 220-227.
- Björklund, K., 2009, 「フィンランドの移民政策と里帰り移民——インゲル・フィン人の事例から」『国立民族学博物館調査報告』 83: 139-157.
- Brochmann, G., 2018, "Immigration Policies of the Scandinavian Countries," Nedergaard, P. & A. Wivel eds. *The Routledge Handbook of Scandinavian Politics*, Abington: Routledge, 229-239.
- Carlsson, N., 2017, "Navigating Two Languages: Immigrants Integration Policies in Bilingual Finland," *Journal of Ethnopolitics and Minority Issues in Europe*, 16(2): 41-66.
- Council of Europe, 2020, *Linguistic Integration of Adult Migrants: Requirements and Learning Opportunities*, Strasbourg: Council of Europe Publishing.
- Elbeshausen, H. & P. Skov, 2004, "Public Libraries in a Multicultural Space: A Case Study of Integration Processes in Local Communities," *New Library World*, 105(3/4): 131-141.

- Hersberger, J., L. Sua & A. Murray, 2006, "The Fruit and Root of the Community: The Greensboro Carnegie Negro Library, 1904-1964," J. E. Bushman & G. J. Leckie eds., *The Library as Place*, Westport: Libraries Limited, 79-100. (川崎良孝ほか訳, 2008, 「コミュニティの果実と土台」『場としての図書館』京都大学図書館情報学研究会, 117-148.)
- 樋口直人, 2019, 「多文化共生——政策理念たりうるのか」高谷幸編著『移民政策とは何か——日本の現実から考える』人文書院, 129-144.
- 岩間暁子/ユ・ヒョジョン, 2007, 「『マイノリティ』をめぐる世界——本書の課題と意義」岩間暁子/ユ・ヒョジョン編著『マイノリティとは何か——概念と政策の比較社会学』ミネルヴァ書房, 1-22.
- Johnston, J., 2016, "Conversation-based Programming and Newcomer Integration: A Case Study of the Språkhörnan program at Malmö City Library," *Library & Information Science Research*, 38(1): 10-17.
- Joppke, C., 2007, "Beyond National Models: Civic Integration Policies for Immigrants in Western Europe," *West European Politics*, 30(1): 1-22.
- 近藤敦, 2019, 『多文化共生と人権——諸外国の「移民」と日本の「外国人」』明石書店.
- Martikainen, T., K. Valtonen & Ö. Wahlbeck, 2012, "The Social Integration of Immigrants in Finland," Frideres, J. & J. Biles eds., *International Perspectives: Integration and Inclusion*, Kingston: School of Policy Studies, Queen's University, 127-146.
- 宮島喬, 2020, 「一後発移民国における外国人労働者——人の受入れの『1990年レジーム』を問う」『社会志林』66(4): 11-27.
- OECD, 2018, *Working Together: Skills and Labour Market Integration of Immigrants and their Children in Finland*, Paris: OECD Publishing.
- Putnam, R. D. & L. M. Feldstein, 2003, "Branch Libraries: The Heartbeat of the Community," *Better Together: Restoring the American Community*, New York: Simon & Schuster, 34-54.
- Saukkonen, P., 2013, "Multiculturalism and Nationalism: The Politics of Diversity in Finland," Kivisto, P. & Ö. Wahlbeck eds., *Debating Multiculturalism in the Nordic Welfare States*, Hampshire: Palgrave Macmillan, 270-294.
- Shklyar, E., 2012, "Language Café as A Multicultural Library Service: Language Cafés in Sello and Pasila Libraries as Examples," 78th IFLA General Conference and Assembly, (Retrieved November 20, 2023, <https://www.ifla.org/past-wlic/2012/161-shklyar-ru.pdf>).
- 庄司博史, 2009, 「フィンランドにおける移民の母語教育——移民統合政策の一環として」『国立民族学博物館調査報告』83: 279-298.
- 高橋誠一, 2019, 「移民の統合と排除——イギリスにおける市民的統合の現状, 課題と限界」『大原社会問題研究所雑誌』733: 40-62.
- 高谷幸, 2019, 「移民社会の現実を踏まえて」高谷幸編著『移民政策とは何か——日本の現実から考える』人文書院, 7-22.
- Tuominen, K., 2012, "The Finnish Library System: Open Collaboration for an Open Society," *IFLA Journal*,

38(2): 115-136.

Wahlbeck, Ö., 2013, “Multicultural Finnish Society and Minority Rights,” Kivisto, P. & Ö. Wahlbeck eds., *Debating Multiculturalism in the Nordic Welfare States*, Hampshire: Palgrave Macmillan, 295-324.

吉田欣吾, 2007, 「フィンランドにおける言語と統合——フィンランド語とスウェーデン語によるフィンランド」岡澤憲美・村井誠人編著『北欧世界のことばと文化』成文堂, 164-184.

吉田石子・小泉公及・坂田ヘントネン亜希, 2019, 『フィンランド公共図書館——躍進の秘密』新評論.

参照ウェブページ(□内はフィンランド語原語)

Finnish Course for Immigrants, 2023, “Finnish Language and Integration Courses Visit Library: Get Yourself A Library Card!” Finnish Course for Immigrants, (Retrieved October 10, 2023, <https://finnishcourse.fi/2023/10/08/finnish-language-and-integration-courses-visit-library-get-yourself-a-library-card/>).

Finnish National Agency for Education, 2022, “National Core Curriculum for Integration Training 2022,” Finnish National Agency for Education, (Retrieved November 7, 2023, <https://www.oph.fi/en/statistics-and-publications/publications/national-core-curriculum-integration-training-2022>).

Finnish Public Libraries Statistics [Suomen yleisten kirjastojen tilastot], 2023, (Retrieved November 14, 2023, <https://tilastot.kirjastot.fi/index.php?lang=en>).

HELMET, 2021, “Finnish Language Cafés and Discussion Groups,” HELMET, (Retrieved November 15, 2023, [https://www.helmet.fi/en-US/Events_and_tips/News_flash/Finnish_language_cafes_and_discussion_gr\(46480\)](https://www.helmet.fi/en-US/Events_and_tips/News_flash/Finnish_language_cafes_and_discussion_gr(46480))).

———, 2023a, “What is Helmet?,” HELMET, (Retrieved November 13, 2023, https://www.helmet.fi/en-US/Info/What_is_Helmet).

———, 2023b, “Pasila Library,” HELMET, (Retrieved November 13, 2023, https://www.helmet.fi/en-US/Libraries_and_services/Pasila_Library).

HELSINKI TIMES, 2023, “Finland’s New Government Introduces Reforms in Immigration and Social Security Policies,” HELSINKI TIMES, (Retrieved July 21, 2023, <https://www.helsinkitimes.fi/finland/finland-news/politics/23756-finland-s-new-government-introduces-reforms-in-immigration-and-social-security-policies.html>).

Integration.fi [Kotoutuminen.fi], 2023a, “Initial assessment,” Integration.fi, (Retrieved November 15, 2023, <https://kotoutuminen.fi/en/initial-assessment>).

———, 2023b, “The integration plan is a personalised plan,” Integration.fi, (Retrieved November 15, 2023, <https://kotoutuminen.fi/en/integration-plan>).

———, 2023c, “Integration training,” Integration.fi, (Retrieved November 15, 2023, <https://kotoutuminen.fi/en/integration-training>).

———, 2023d, “Education Provides Immigrants with Linguistic Skills and Prerequisites for Gaining Employment,” Integration.fi, (Retrieved November 18, 2023, <https://kotoutuminen.fi/en/education>).

- , 2023e, “Multilingual Materials Support Integration,” Integration.fi, (Retrieved November 20, 2023, <https://kotoutuminen.fi/en/multilingual-materials>).
- Kalamara, A., 2023, “Multilingual Library Services for Immigrants,” European Commission, (Retrieved November 24, 2023, https://ec.europa.eu/migrant-integration/integration-practice/multilingual-library-services-immigrants_en).
- Kela [Kansaneläkelaitos], 2023, “Financial Assistance for Unemployed Immigrants,” Kela, (Retrieved November 5, 2023, <https://www.kela.fi/financial-assistance-for-unemployed-immigrants>).
- KUNTA LIITTO, 2023, “Kaksikieliset Kunnat ja Kaksikielisyys [Bilingual Municipalities and Bilingualism],” KUNTA LIITTO, (Retrieved November 5, 2023, <https://www.kuntaliitto.fi/kuntaliitto/tietoa-kunnista-ja-kuntayhtymista/kaksikieliset-kunnat>).
- Library Channel [Kirjastokaista], 2015, “Multilingual Library: Library Services in Foreign Languages,” Library Channel, (Retrieved November 20, 2023, <https://www.kirjastokaista.fi/en/multilingual-library-library-services-in-foreign-languages/>).
- LiBRARiES.fi [KiRJASTOT.fi], 2022, “Multilingual Library Brochure in Different Languages [Monikielisen kirjaston esite eri kielillä],” KiRJASTOT.fi, (Retrieved November 23, 2023, <https://www.kirjastot.fi/monikielinen-kirjasto/esite>).
- , 2023a, “Multilingual library - Flerspråkiga biblioteket - Multilingual Library,” KiRJASTOT.fi, (Retrieved November 13, 2023, <https://www.kirjastot.fi/monikielinen-kirjasto>).
- , 2023b, “Helsinki City Library Books by Language and Department [HELSINGIN KAUPUNGINKIRJASTO KIRJAT KIELITTÄIN JA OSASTOITTAIN],” KiRJASTOT.fi, (Retrieved November 24, 2023, <https://www.kirjastot.fi/monikielinen-kirjasto/info>).
- LiBRARiES.fi & Ministry of Education and Culture, 2020, *In Finland Libraries Are a Free-of-Charge Basic Service for Everyone*, (Retrieved November 11, 2023, <https://www.libraries.fi/sites/default/files/content/service-for-everyone-public-libraries-in-finland-2020.pdf>).
- Ministry of Economic Affairs and Employment [Työ- ja elinkeinoministeriö], 2010, “Act on the Promotion of Immigrant Integration (1386/2010) [Laki Kotoutumisen Edistämisestä],” FINLEX, (Retrieved August 8, 2023, <https://finlex.fi/en/laki/kaannokset/2010/en20101386>).
- , 2023, “Comprehensive Reform of Integration Act Will Speed Up Integration and Employment of Immigrants,” Ministry of Economic Affairs and Employment, (Retrieved November 20, 2023, <https://tem.fi/en/-/comprehensive-reform-of-integration-act-will-speed-up-integration-and-employment-of-immigrants>).
- Ministry of Education and Culture [Opetus- ja kulttuuriministeriö], 2016a, “Reform of the Library Act: Promotion of Active Citizenship, Democracy and Freedom of Expression New Tasks for Libraries,” Finnish Government, (Retrieved November 3, 2023, https://valtioneuvosto.fi/en/-/1410845/kirjastolaki-uudistuu-aktiivinen-kansalaisuus-demokratia-ja-sananvapaus-uusia-tehtavia?_101_INSTANCE_3wysl

LolZ0ni_languageId=en_US).

- , 2016b, “Finland is One of the Top Countries in the World in the Field of Library Services,” Ministry of Education and Culture, (Retrieved August 5, 2023, <https://minedu.fi/documents/1410845/4150031/Library+services/65df0ce2-685f-4c3c-9686-53c108641a5c/Library+services.pdf>).
- , 2016c, “Public Libraries Act [Laki yleisistä kirjastoista],” FINLEX, (Retrieved October 10, 2023, <https://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/2016/en20161492>).
- , 2023a, “Education System,” Ministry of Education and Culture, (Retrieved November 15, 2023, <https://okm.fi/en/education-system>).
- , 2023b, “Immigrants and Integration [Maahanmuuttajat ja kotoutuminen],” Ministry of Education and Culture, (Retrieved November 15, 2023, <https://okm.fi/maahanmuuttajien-koulutuksen-kehittaminen>).
- , 2023c, “Liberal Adult Education [Vapaa sivistystyö],” Ministry of Education and Culture, (Retrieved November 20, 2023, <https://okm.fi/en/liberal-adult-education>).
- Ministry of Justice [Oikeusministeriö], 1999, “The Constitution of Finland (731/1999) [Suomen perustuslaki],” FINLEX, (Retrieved August 10, 2023, <https://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1999/en19990731>).
- , 2003a, “Language Act (423/2003) [Kielilaki],” FINLEX, (Retrieved November 3, 2023, <http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/2003/en20030423.pdf>).
- , 2003b, “Sámi Language Act (1086/2003) [Saamen kielilaki],” FINLEX, (Retrieved November 3, 2023, <https://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/2003/en20031086.pdf>).
- , 2014a, “Non-Discrimination Act (1325/2014) [Yhdenvertaisuuslaki],” FINLEX, (Retrieved November 11, 2023, <https://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/2014/en20141325.pdf>).
- , 2014b, “Act on the Non-Discrimination Ombudsman (1326/2014) [Laki yhdenvertaisuusvaltuutetusta],” FINLEX, (Retrieved, November 11, 2023, <https://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/2014/20141326>).
- Ministry of the Interior [Sisäasiainministeriö], 1999, “Act on the Integration of Immigrants and Reception of Asylum Seekers (493/1999) [Laki Maahanmuuttajien Kotouttamisesta ja Turvapaikanhakijoiden Vastaanotosta],” FINLEX, (Retrieved August 4, 2023, <https://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1999/en19990493>).
- , 2019, “Aliens Act (301/2004) [Ulkomaalaislaki],” FINLEX, (Retrieved November 20, 2023, <https://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/2004/en20040301?search%5Btype%5D=pika&search%5Bpika%5D=aliens%20act>).
- MIPEX (MIGRANT INTEGRATION POLICY INDEX), 2020, (Retrieved November 7, 2023, <https://www.mipex.eu/>).
- Statistics Finland [Tilastokeskus], 2023, (Retrieved November 10, 2023, https://stat.fi/index_en.html).
- Testipiste, 2023, (Retrieved November 15, 2023, <https://www.testipiste.eu/EN/>).
- The Non-Discrimination Ombudsman, 2023, (Retrieved November 11, 2023, <https://syrjinta.fi/en/front-page>).